

長期目標・短期目標に関する注意事項

●目標の内容は具体的に●

第2表における「目標」は、利用者の「生活全般の解決すべき課題(ニーズ)」に対応して設定されるべきものであり、段階的に解決していくことを目指して、「長期目標」と「短期目標」に区別しています。

必要なサービスの内容は、主として「短期目標」に対応して導き出されるものであるため、明確な「短期目標」が設定されなければ、必要な援助の内容や方針も明確にできないこととなります。設定に当たっては、「なるべく」「出来る限り」等の抽象的な言葉は避け、「週3回外出する」「自分で洗濯物を干す」等、誰にも分かりやすい具体的な内容で記載するようにしてください。

●長期目標の期間≠短期目標の期間●

「短期目標」は、「長期目標」を段階的に達成するために設定するものなので、それぞれの期間を同一に設定することは不適切です。

なお、利用者個々の事情を検討した結果、同一の期間とすることが適切と判断された場合には、同一の期間を設定することも考えられますが、その際の検討内容や理由は明確にしておくようにしてください。

「週3回デイサービスに行く」「出来ないところをヘルパーに手伝ってもらおう」といったサービスの内容は、「目標」にはなりません。
混同しないよう注意してください。



●目標期間の延長を予告する記載は不適切●

あらかじめ短期目標の期間の延長を「軽微な変更」として扱うことを意図して、第1表に「短期目標終了後は長期目標終了日まで短期目標を継続する。」等の記載をするのは不適切です。

心身の状態や生活状況、ニーズは、どんな利用者であっても、日々変化する可能性があるため、モニタリングの度に居宅サービス計画(以下「ケアプラン」という。)変更の必要性まで検討されなければなりません。

したがって、目標期間の延長については、目標期間終了時の利用者の希望や進捗状況等を確認した上で適切に判断されるべきものであり、たとえ事前に目標期間の延長を予告するような記載をしていたとしても省略することはできません。

目標期間の延長が「軽微な変更」と認められる場合

単なる目標期間の延長(ケアプラン上の目標設定(課題や期間)を変更する必要が無く、単に目標設定期間を延長する場合など)は、「軽微な変更」に該当する場合がありますが、全てが「軽微な変更」に該当するということではなく、その内容により軽微か否かを判断すべきとされています(老介発0730第1号)。そのため、軽微と判断した場合には、相応の根拠が求められるものと意識し、記録を残す等しておいてください。

「軽微な変更」に該当するケースとしては、目標期間の終了時点において、専門的見地から、ある程度の進捗が認められ、かつ、期間を延長することにより目標の達成が見込まれる場合等が考えられます。

一方、具体的に目標の達成見込みが立っていないにもかかわらず、一連の業務を省き、機械的に「軽微な変更」とすることは不適切です。

そもそも、目標とは、実際に解決が可能と見込まれるものでなくてはならないとされています。期間を延長しても目標達成が見込めないような場合や、何度も延長を繰り返しているような場合は、サービス担当者会議を開き、目標の内容から再検討してください。

●目標期間延長の際の対応●

目標期間を延長する場合は、第2表の該当部分(援助内容の期間も延長する場合はその部分も)を見え消しで修正し、修正した日付やその説明を第2表の余白に記載してください。

また、修正後の第2表の写しは、利用者及び各サービス担当者に速やかに交付し、経緯を第5表に記録する等してください。

参 考

「介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について」
(平成11年11月12日老企発第29号)

「「介護保険制度に係る書類・事務手続の見直し」に関するご意見への対応について」(平成22年7月30日老介発0730第1号・老高発0730第1号・老振発0730第1号・老老発0730第1号)

